

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
規 則	
○北海道職員倫理規則の一部を改正する規則.....（人事課）	31
告 示	
○土地改良法による道営換地計画の変更決定.....（農業施設管理課）	31
○土地改良法による道営換地処分.....（農業施設管理課）	31
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正.....（経理課）	31
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨.....	32

規 則
北海道職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年 9 月25日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第87号 北海道職員倫理規則の一部を改正する規則 北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。 第7条第1項第5号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第75条第1項」を「第67条の11第1項」に改める。 附 則 この規則は、平成19年 9 月30日から施行する。

告 示
北海道告示第616号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項の規定により、鷹栖町鷹栖西地区の換地計画の変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成19年 9 月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成19年 9 月25日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第617号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、鷹栖町中央地区の換地処分をした。 平成19年 9 月25日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第618号 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行する。 平成19年 9 月25日 北海道知事 高 橋 はるみ
2 収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）の項中「（日本郵政公社を除く。）」を削り、「株式会社 あ お ぞ ら 銀 行 同 同 同」を「株式会社 あ お ぞ ら 銀 行 同 同 同 同」を「株式会社 ゆ う ち ょ 銀 行 東 京 都 国内に所在する店舗（ゆうちょ銀行指定様式による収納については国内、指定様式以外の様式による収納については道内に所在する店舗で取り扱うものとする。）同」に、 「商 工 組 合 中 央 金 庫 東 京 都 同 同」を「商 工 組 合 中 央 金 庫 同 道内に所在する店舗 同」に改める。 3 収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）の項を削る。

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第145号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第 1 項の規定に基づき、同法第12条第 1 項及び同法第17条第 1 項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成19年 9 月25日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三